

福祉制度のご案内

町民福祉係で受付している障がい者手帳に基づく福祉サービスについてご案内します。それぞれのサービスについて対象者となる範囲は異なります。気になるサービスや詳しい内容、ご不明な点等ありましたら、町民課町民福祉係（4-6113）までお問い合わせください。



○各種障がい者手帳について

（１）身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、障害者総合支援法による福祉サービスや医療費助成などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1～7級までの区分があり、等級によって受けられるサービス内容は異なります。

（２）療育手帳

知的障がいのある方が、障害者総合支援法による福祉サービスや医療費助成などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度の判定によりAとBの区分があり、判定区分によって受けられるサービス内容は異なります。

（３）精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が、障害者総合支援法による福祉サービスや医療費助成などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1～3級までの区分があり、等級により受けられるサービス内容は異なります。

※各種手帳について申請に必要なものなどはお問い合わせください。

◆移動に係るサービス

◎老人福祉バス無料乗車身分証の交付

一部負担金を支払っていただき、町内路線に限り無料でバスに乗車できる。



◎重度障害者等ハイヤー料金給付事業

重度の身体障がい者が平取町内のハイヤーを利用した場合、運賃の75%が割引される。（利用は平取町内のみで、年間利用回数制限あり。）



◎社会福祉バス運行事業

町の社会福祉バス（びらっくる号）を各地区へ週2回運行し、ご自宅からびらとり温泉『ゆから』へ送迎する。（予約制）

◎在宅障がい者移送支援ガイドヘルプサービス事業

一般の公共交通機関が利用できない、または家庭において自家用車等で送迎することが困難な場合に、移送用車両による町内特定目的地への移送と、その移送にかかる介助サービスを提供する。(予約制)

◎有料道路通行料金の割引

有料道路を利用される障がい者の方に対し、通常の料金の50%が割引される。

◆手当等

◎特別児童扶養手当

在宅で20歳未満の心身障がい児を養育している保護者に支給。



◎特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする方へ支給。

◎障害児福祉手当

20歳未満の方で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする方へ支給。

◆障害者総合支援法に基づく福祉サービス

(1) 自立支援給付

◎介護給付

◎訓練等給付

◎相談支援

◎自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)

◎補装具

(2) 地域生活支援事業

◎日常生活用具の給付又は貸与

◎移動支援

など



◆その他のサービス

◎びらとり温泉無料入浴券給付事業

◎びらとり温泉施設利用減免

◎NHK放送受信料免除

◎緊急通報サービス事業

など

